

岡山県トラック総合研修会館利用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が所有する岡山県トラック総合研修会館（以下「会館」という。）設置の趣旨に沿う者に対して会館の一部を貸与し、適正な利用について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の区分)

第2条 会館の貸与の区分を事務所、研修室に分ける。

(事務所の貸与)

第3条 事務所の貸与を受けるもの（以下「入居者」という。）は別に定める岡山県トラック総合研修会館事務所使用契約書により協会と使用契約を締結する。

(研修室の貸与)

第4条 研修室を使用するものは、事前に使用申込書を協会に提出して承認を受け、別に定める会館使用料金表による使用料を納める。

(使用制限)

第5条 会館の事務所又は研修室を使用するものは、目的外の使用或いは、使用の権利を第三者に転貸してはならない。

(使用取消)

第6条 協会は、事務所入居者が使用契約者の各条項に違反し、研修室使用者が次の各号に該当するときは、契約の解除、使用承諾の取消しをすることができる。これによる使用者の損害についてはその責は負わない。

- (1) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物または器物を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 使用者がこの規程に違反したとき。
- (4) その他協会が必要と認めたとき。

(火災・盗難の防止)

第7条 事務所入居者は、防火管理者を選任し、消防署に届出するとともに協会に届

出の「写」を提出する。

- 2 発火性、爆発性のある物品の持込を禁止する。但し、止むを得ないときは、品名、性質、数量及び保管場所を協会に届出て承認を受けるものとする。
- 3 電気、ガス、灰皿等火災の危険のあるものについては、充分注意をはらい、安全を確認する。
- 4 盗難防止については、施錠を確実にし、警備開始機器を操作して戸締まりを再確認する。不審な状況を発見または察知したときは、直ちに協会に通報し、適切な措置をとる。
- 5 火災発生ときは、直ちに備付消火器により消火に努めると共に協会に通報する。状況によっては消防署に通報する。

(保安管理)

第8条 会館全体の保安管理は協会が行う。但し、入居者は所管事務所の日常の保安管理は入居者の責任においてこれを行う。

- 2 夜間及び休日の保安管理は、警備保障会社に委託して機械警備を行う。
- 3 夜間、休日に事務所又は研修室を使用するときは、警備会社に事前に連絡し使用する。

(警備機器の取扱)

第9条 機械警備の解除及び開始、即ち入館、退出時の警備機器の取扱操作については、別に定める警備機器操作基準により確実に操作する。

(清掃)

第10条 会館の清掃は、ビル管理会社に委託して行い、清掃費用は入居者とビル管理会社の個別契約による。但し、共用部分の清掃費用は協会の負担とする。

- 2 日常の塵芥処理は入居者が行い、可燃物と不燃物に分別して所定の集積箱に収納する。

(駐車・駐輪)

第11条 自動車、自動二輪車及び自転車等は、協会の指定する場所に駐車する。

- 2 協会は、臨時に駐車場所の変更を指示することができる。

(電話の設置)

第12条 入居者は、専用電話を事務所に設置することができる。

(郵便物)

第13条 入居者は、指定の郵便受箱を使用し、それぞれ管理する。

(一般注意事項)

第14条 入居者及び研修室利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 重量物の持込は設備保安上、予め協会に提出するものとする。
- (2) 建物の壁面等にピン、糊等による張り紙は、協会の許可のあるもの以外は禁止する。
- (3) 建物、その他共用設備、備品は毀損しないよう注意すること。
- (4) 共用箇所に物品を放置しないこと。
- (5) 窓から紙屑、塵芥、吸殻等を投棄しないこと。
- (6) 犬猫、その他動物を館内に入れないこと。
- (7) 冷暖房時は、扉、窓を開放しないこと。
- (8) 書庫、倉庫、便所、廊下、階段、エレベーターその他指定された区域は禁煙とする。
- (9) 1階機械室、屋外受変電室、エレベーター機械室は、危険につき許可なく出入りしないこと。
- (10) 手洗器及び便器に異物を捨てないこと。

(原状回復)

第15条 研修室の利用者が、その使用を終わったときは、使用場所を原状に復帰しなければならない。

- 2 利用者は、建物及び備品を毀損又は滅失したときは、理由の如何にかかわらず、その損害を賠償しなければならない。賠償金額は、その都度協会が定める。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成5年4月1日から実施する。

平成9年4月1日一部改正

附 則

この規程は、一般社団法人岡山県トラック協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。（平成25年3月25日一部改正）

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(平成26年3月26日一部改正)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月23日一部改正)